

## **Admissions Policy (入学規約)**

iTTTi Vancouver の入学規約と手続き

入学に際しては以下の条件を満たしている必要があります。

- 15 歳以上 \*
  - 全ての規約を読み、同意していること
  - パスポート上の正式氏名、生年月日と国籍を提出する事
  - 希望コース受講の際、英語がそのコースで必要とされる一定のレベルに達していること
  - コース開始前に全ての支払いが完了している事
- \* 13 歳、14 歳でもコースによっては受け入れ可能な場合もあります

書類の記入、署名を頂いた後、学校より請求書を発行致します。その後支払いの確認が取れ次第学校より入学許可書を発行致します。通常 6 ヶ月以下の当校での受講の場合は学生ビザは必要としませんが、国籍によってはカナダ入国前に観光ビザの申請が必要な場合もあります。プログラム受講の際のカナダ入国に必要なビザに関しては生徒個人の責任として必要に応じて手続き下さい。

カナダ入国に必要な観光・学生ビザの情報はカナダ移民局のサイトにてご確認下さい  
カナダ移民局ウェブサイト [www.cic.gc.ca/english](http://www.cic.gc.ca/english)

## **EOP/Language Proficiency (English Only Policy (EOP) 母国語禁止規約)**

iTTTi Vancouver では英語でのコミュニケーション能力を素早く向上させる最も効率的な方法は、徹底した英語環境に身を置くことだと考えます。この考えをもとに、当校では厳しくイングリッシュオンリー（英語以外の言語禁止）ポリシーを学校全体で徹底しています。このポリシーに反した生徒に対しては違反回数や状況によって警告・退学といった処分が科せられます。

- 初回の違反－書面での警告
- 2 回目の違反－1 日の停学処分
- 3 回目の違反－2 日間の停学処分
- 4 回目の違反－1 週間の停学処分

改善が見られず上記の回数を超えた度重なる違反に関しては退学処分となる事があります。

## **iTTTi Vancouver Language Proficiency Assessment Policy (語学力判定に関する規約)**

iTTTi Vancouver は ESL スクールであり、当校は生徒の語学力を向上させることを主に目標としています。そして、当校には様々なレベルの英語力の生徒が来られます。

全ての生徒は登校初日にレベル分けテストを受けます。このテストの目的は、学習目標と能力に見合った最適なスタートレベルを判定するためです。テストは、文法力、語彙力、慣用句の使い方、読解力、そして筆記力を測る筆記試験パートと、リスニング力と会話力を測るインタビューパートから成ります。

一般英語コースに入学する生徒は入学前に語学力判定試験を受ける必要はありません。登校初日のレベル分けテストの結果によって、生徒の能力と目的に見合った最適なコースを受講出来ます。

英語力の求められるコースにお申し込みになりたい生徒には事前に語学力判定試験を受ける事を求められます。生徒には、テスト問題と共にその説明と答案の提出の仕方をお知らせします。その結果により、条件付の入学が認められます。これらの生徒もまた登校初日にレベル分けテストを受けますが、事前の語学力判定試験との結果に虚偽と思われる相違があった場合は、事前にご希望されたコースを受講出来ない結果もあります。

このような場合には、他に、能力とコースに見合った受講可能範囲のレベルのコースをご受講頂きます。語学力判定試験において選択問題において **75%**以上得点と、筆記問題において **5** 段階評価中 **3** 以上の評価を得ると、**Upper Intermediate** レベルに入れます。語学力判定試験において選択問題において **85%**以上得点と、筆記問題において **5** 段階評価中 **4** 以上の評価を得ると、**Upper Intermediate** または **Advance** レベルに入れます。

### **Tuition and Fee Refund Policy** 返金に関する規約

適用状況	授業料返金内容
PCTIB 登録基準プログラムへのお申し込みにおいて： 入学必要条件を満たさず且つ、申し込み時に虚偽や過失が無く自己の知識、スキルを提示した場合	授業料、入学にかかった費用全額返金
プログラム開始日から最初の30%の授業期間を出席をしなかった場合	授業料の最大 50%を差し引いた金額が返金される
生徒が書面にてプログラムの解約届を iTTTi Vancouver に提出した場合、又は学生許可書（学生ビザ）の発行が却下された旨の書類を提出した場合	
申込み後7日以内且つプログラム開始前に受理された場合	授業料全額返金
プログラム開始日まで7日以内に署名をしたお申し込みの場合	授業料全額返金
申込み後7日以降且つ授業開始日から最低30日以前に受理された場合	授業料の最大 10%、又は最大 \$1000 を差し引いた金額が返金される

申込み後7日以降且つ授業開始日より30日未満に受理された場合	授業料の最大 20%、又は最大 \$1300 を差し引いた金額が返金される
プログラム開始後、全授業期間の11%未満の時点で受理された場合	授業料の最大 30%を差し引いた金額が返金される
プログラム開始後、全授業期間の11%以上30%未満の時点で受理された場合	授業料の最大 50%を差し引いた金額が返金される
( iTTTi Vancouver が退学通知を生徒へ渡した場合) :	
プログラム開始後、全授業期間の11%未満の時点で通知された場合	授業料の最大30%を差し引いた金額が返金される
プログラム開始後、全授業期間の11%以上30%未満の時点で通知された場合	授業料の最大50%を差し引いた金額が返金される

### **Respectful and Fair Treatment of Students Policy (イジメ問題やハラスメント行動に対する規約)**

iTTTi Vancouver では全ての生徒の皆さんに、敬意をもって、かつ公正に学びの場を提供する事をお約束します。iTTTi Vancouver では安全かつ規則正しく学べる環境を、生徒の皆さんに提供する責任があります。いやがらせ、脅し、いじめ、そして差別は、生徒の皆さんの学ぶ能力、または教育するための学校の安全な環境を混乱させる事になります。学校管理者、全教職員、スタッフは、生徒の皆さんに礼儀正しく、尊厳を持って、いやがらせ、脅し、いじめ、または差別を黙って見過ごさないように、お手本となるふさわしい行動を致します。

iTTTi Vancouver での校内、または iTTTi Vancouver 主催のアクティビティやイベントでの以下の行動は禁止と致します。

- ・いじめ
- ・嫌がらせ
- ・脅し
- ・差別

いじめ、嫌がらせ、脅し、または差別が、いかなる言動、書面、口頭、物理的な行為で校内、学校行事で認められた場合、

a) 人種、色、宗教、素性、出身国、性別、性的志向、性同一性、性表現、または精神・身体・知覚障害などの事実・特徴について、上記の行動への誘因を与える。

b) 分別のある人は、どのような事情であれその行動が生徒の皆さんの特質を傷つけたり、または損害を与える影響がある事、または、生徒の皆さんの特質を傷つけ、それ相応の危害の恐怖の状態に置く可能性があることを知るべきである

c) 実質的な混乱、または実質的な妨害が原因として、全ての生徒の皆さん、またはグループの生徒の皆さんへの侮辱行為、または品位を落とす行為が影響を及ぼした場合学校は、順序正しくきちんとした対応を致します。

どのような状況下であれ禁止された行為が起こった場合、以下のような手順で問題解決に向けて努めていきます。

ステップ 1 : カウンセラーより問題について安全かつプライベートな状況で、生徒の皆さんに聞き取りを行ないます。必要な場合、通訳者も同席いたします。

ステップ 2 : カウンセラーは、様々な要因（生徒の年齢、どのくらいの精神成熟レベルの生徒が関わっているかなど、状況の深刻さなど）を元に校長へ、今後の活動指針を提示します。

ステップ 3 : 校長は、上記の要因を元に、どの活動方針を採用するか、処罰をする必要があるか、またはこれらの行動が警告などの範囲で排除されるのかを決定します。すべての場合において、生徒の皆さんの安全かつ安心は同等であり、そして学校は、いじめ、嫌がらせ、そして差別に対して、生徒の皆さんが我慢する事がないような環境を保持します。

## **Dispute/Appeals**

### **Dispute Resolution Policy and Procedure (問題解決に関する規約とその手順)**

iTTTi Vancouver は在校している全生徒の実質的な問題解決の手助けを公平且つ迅速に行うことに努めています。この規約は英語講師や教務主任では解決できない深刻な問題に適用されます。

▶ステップ 1 : その問題に関わっている当事者同士での話し合いを行います。その結果に満足がいかず、更なる問題解決が必要な場合はステップ 2 へと進みます。

▶ステップ 2 : iTTTi Vancouver の教務主任と話し合いを行います。教務主任は生徒共に状況確認書を作成します。教務主任はその問題解決に学校の規約が該当するかを確認し、その問題を解決するために適切な機関に相談します。その結果に満足が行かない場合はステップ 3 へと進みます。

▶ステップ 3 : 教務主任は当校の校長に今までの状況を報告します。校長はその問題について再調査し、今までの問題解決策が依然として正しいとみなすか、若しくは新たな解決策を提示します。

▶ステップ 4 : 生徒は提示された解決策に関して PTIB 認可プログラムの受講生の場合は Private Career Training Institutions Branch に調停を委ねる事が出来ます。生徒は申請に際して、45 日以内に調停依頼の内容と苦情記入用紙そして学校より提示された問題解決策が記載された書類の提出が必要となります。

Private Career Training Institutions Branch ([www.privatetraininginstitutionsbranch.bc.ca](http://www.privatetraininginstitutionsbranch.bc.ca))

### **iTTTi Vancouver Grade Appeal Policy and Procedure (進級問題に関する規約とその手順)**

iTTTi Vancouver は在校している全生徒に対して、評価や点数に関しての問題解決を公平且つ迅速に行う事を努めています。

もし自分の評価や点数が公平でないと感じた場合は下記の手順を踏むことが出来ます。但しその場合は問題の評価や点数を受け取ってから一週間以内に行わなければなりません。

### 手順

1. まず、自分のクラス担当講師とその評価や点数について話し合います。その際に生徒は、なぜ評価や公平でないと思うのかの説明が必要となります。担当講師はその評価や点数を生徒と共に再度確認し、なぜその評価・点数を付けたかを生徒に分かりやすく説明します。もし講師が間違いを認めた場合、評価や・点数は訂正されます。
2. もし担当講師がその評価・点数を依然として正しいと判断し、生徒はその判断に不服の場合は教務主任に問題提起することが出来ます。教務主任は担当講師と共に、生徒の出席率や授業への積極性などの影響も加味しながら再調査します。  
その後、教務主任は生徒が受けた評価・点数が正しいか訂正が必要かを判断します。
3. もし生徒が教務主任の下した判断に不服の場合、校長に判断を委ねる事が出来ます。その場合、教務主任は生徒と共に状況確認書を作成し校長に提出します。  
校長は全ての情報を調査し問題解決への最終判断を下します。この一連の過程は通常1週間以内で完了します。

### **Dismissal/Withdrawal (退学規約)**

iTTTi Vancouver の生徒は下記の事由によりやむを得ず退学処分となる場合があります。

1. 授業料の未払い
2. 校内でのイングリッシュオンリーポリシーへの度重なる違反
3. 度重なる授業妨害
4. カナダにおける法律違反
5. 学校スタッフ、講師、生徒に対する暴力的行為
6. 淫らな行為
7. 学校内での危険薬物や麻薬の所持や販売
8. 医者診断書の提出無しでの3日以上無断欠席
9. 校内での器物破損、または盗難行為
10. iTTTi Vancouver からの書類の偽造、変造、悪用、または学校への偽の記録や ID の提出

#### **【手順】**

上記の違反事項が判明した場合、まず校長によって調査がなされます。調査の結果事実であった場合その違反の状況により警告処分または退学処分が下されます。警告処分が下された生徒で一度態度を改めた場合でも再度違反を犯した際には、校長はその生徒に退学処分を下す場合があります。退学処分となった生徒に対しては iTTTi Vancouver の返金規約が適用されます。

### **iTTTi Vancouver Withdrawal Policy (iTTTi Vancouver の解約規約)**

#### プログラム開始前の解約

プログラムの解約には書面での通知が必要となります。もし解約理由がカナダ移民局からのビザ申請却下の場合、授業料の返金を受けるためには移民局からの却下の手紙のコピーも併せて提出する必要があります。入学金は返金不可、いつの時点で解約したかによってはホームステイ手配料も返金不可となります。ビザ申請却下以外の理由でプログラム開始前に解約をする際、

すでに学校より学生ビザの申請の為に入学許可書を入手している場合は解約の旨を学校よりカナダ移民局に通知します。

#### プログラム開始後の解約

解約するには学校にて解約書類を記入する必要があります。その際に教務主任とカウンセラーはプログラム解約規約の詳細について説明をします。解約にあたり、生徒はカナダに合法的に滞在できるという証明、もしくは出国済みであるという証明（搭乗券の表面のコピー）の提出が必要です。もし生徒が iTTTi vancouver より発行された入学許可書にて入手した学生ビザを保持している場合は、iTTTi Vancouver はカナダ移民局に生徒がプログラムを解約した旨を通知します。プログラムを解約した生徒には iTTTi Vancouver の解約規約が適用されます。

### **Privacy Policy/Safety Policy (プライバシーに関する規約)**

#### iTTTi Vancouver における個人情報の利用と開示に関して

この規約は iTTTi Vancouver によって収集された個人情報に適用されます。

この規約は BC 州の Personal Information Protection Act (PIPA : 個人情報保護条例)に基づいており、条例の詳細は下記のサイトで確認出来ます。

[http://www.bclaws.ca/Recon/document/ID/freeside/00\\_03063\\_01](http://www.bclaws.ca/Recon/document/ID/freeside/00_03063_01)

#### 法令順守

コンプライアンス責任者は iTTTi Vancouver が PIPA と学校の規約に沿って法令を順守しているかを監視する役割を担っています。

この規約に関しての詳細または自身の個人情報の開示や訂正については下記の iTTTi Vancouver 内のコンプライアンス責任者にお問い合わせ下さい。

#### **Compliance Officer**

iTTTi Vancouver  
300-605 Robson Street,  
Vancouver, BC V6B 5J3  
+1-604-681-5550  
info@ittti.ca

#### 個人情報の収集

iTTTi Vancouver で収集する個人情報は、学校運営上必要な情報または個々のリクエスト対応時に必要な情報のみとなっています。この個人情報にはプログラムお申し込み時に必要な情報、ホームステイや空港送迎サービスの手配の際に必要な情報等が含まれます。

収集される主な個人情報としては、生徒の姓名・生年月日・住所等の連絡先・ホームステイ手配時に必要なアレルギーの有無等です。

収集された個人情報は生徒本人の承諾を得ることなく同意された目的以外で使用することはありません。

収集された個人情報は最低7年間保管されます。

## **iTTTi Vancouver Safety Policy (iTTTi Vancouver における安全管理に関する規約)**

iTTTi Vancouver では講師や生徒の皆さんに安全に学べる環境を提供することを第一に心がけています。生徒の皆さんにも下記の安全管理の手順をご理解下さい。

### 火災警報/緊急時における対応

iTTTi Vancouver では非常時に際して十分な非常用消火器が備えられており、また学校の安全管理を担当する防火責任者をおいています。

もし授業中に火災報知機が鳴った場合は各担当講師の責任の下、指示に従い速やかに学校の外へ避難しなければなりません。その際、講師又は学校責任者が屋外の指定された避難場所へ誘導します。その際、エレベーターの使用は禁止となります。

各教室には最寄の非常階段の場所を記した地図が貼られています。(避難の際にスタッフの手助けが必要な場合は非常階段前で待機して下さい)

生徒やスタッフが避難した後、防火責任者は各教室とトイレを見て回り、全員の避難を確認します。その後屋外の避難場所に集合し、各クラス毎に担任講師が全員揃っているか確認します。安全が確認され校内に戻れる様になるまで生徒は屋外避難場所で待機しなければなりません。

### 地震発生時の対応

地震が発生した場合は速やかに机の下等に隠れ、落下物等から身を守り、揺れが収まるまで室内で待ちます。出入り口付近、窓や本棚の近くは危険ですので離れて下さい。

### 校内のセキュリティーに関して

iTTTi Vancouver では学校への訪問者に常に目を配っています。

初めて来校する場合はフロントデスクでの受付が必要となります。

生徒が在校生以外の友達や知り合いを学校へ連れてくる場合もフロントデスクでの受付が必要です。

## **Attendance/Vacation (欠席/休暇に関して)**

### iTTTi Vancouver の出欠席に関する規約

当校では出席率をとっても重要視しています。欠席が多い生徒は英語の上達の機会を失うだけでなく、クラスメートや担当講師の授業の妨げにもなります。

生徒は **80%** の出席率を保つ事が求められます。もし欠席率が **20%** を上回った場合は卒業修了書や卒業証書は受け取ることが出来ません。

もしどうしても休まなければならない場合は正当な理由が必要で(長期の病欠の場合は医者からの診断書が必要な場合があります) その旨を担当講師に伝えなければなりません。

もし病気で休む場合は学校に電話をして下さい。

この出欠席の規約に違反した生徒にはその程度によって警告、停学処分が下され、それでも改善が見られない場合は最悪退学処分が下されます。

iTTTi Vancouver の休暇に関する規約

生徒はプログラム登録 12 週間毎に 1 週間、休暇をとる事が出来ます。（月曜～金曜の 5 日間を 1 週間とカウントします）休暇を申請する際には 2 週間前までに休暇届に記入をし、教務主任の承諾を取る必要があります。

通常ディプロマコースはコース途中で休暇を取る事が出来ません。何らかの理由がある場合は校長の承認を得る必要があります。